

上田市下水道用マンホール蓋のデザイン使用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、上田市上下水道局の著作物である上田市下水道用マンホール蓋のデザイン(以下「デザイン」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(デザイン)

第2条 デザインは、別図のとおりとする。

(許可申請)

第3条 デザインを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、上田市下水道用マンホール蓋のデザイン使用許可申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、上田市長に申請しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 上田市上下水道局及び上田市が使用するとき。
- (2) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業のために使用するとき。
- (3) 学校等がその教育目的で使用するとき。
- (4) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき
- (5) その他管理者が特に認めるとき

(使用許可)

第4条 上田市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、上田市下水道用マンホール蓋のデザイン使用許可書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

(使用料)

第5条 デザインの使用料は、無料とする。

(デザインに関する権利等)

第6条 上田市長は、第4条の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)に対し、デザインを独占的に使用する権利を与えるものではない。

2 使用者は、デザインについて、知的財産に関する一切の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

(遵守事項)

第7条 使用者は、デザインの使用について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) デザインは、使用許可を受けた目的及び内容のみに使用すること。
- (2) 使用許可により生じた権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) デザインは、改変しないこと。

(使用許可の取消し)

第8条 上田市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは使用許可を取り消し、使用者に対して使用許可を受けた物品等の回収等の措置を請求することができるものとする。

- (1) この要領に違反したとき
- (2) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、上田市長がデザインの使用等について不適当と認めたとき。

(責任の制限)

第9条 上田市長は、次に掲げるものについて、一切の責任を負わない。

- (1) 前条の規定による請求等、許可の取消し及び製作物の回収並びにデザインの使用に関し使用者に生じた損害又は損失
- (2) 使用者が、デザインの使用によって第三者に対して与えた損害又は損失

附則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。

別図

上田市下水道用マンホール蓋のデザイン

(1)旧上田市 ①



(2)別所温泉 ②



(3)真田地区 ③



(4)本原南地区 ④



(5)上洗馬地区 ⑤



(6)菅平高原 ⑥



(7)武石地区 ⑦

